

安田町通学路交通安全及び防犯プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和 元 年 1 0 月

安田町通学路安全対策連絡協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したこと、また、平成30年5月に下校中の児童が殺害されるという事件が発生したことを受け、関係機関と連携して通学路の合同点検を実施し、登下校時の子どもの安全を確保するために必要な対策について協議して行くことを目的とします。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全対策連絡協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策連絡協議会」を設置します。

- ・安田町教育委員会
- ・安田町経済建設課
- ・安田町小中PTA
- ・安田小中学校
- ・安芸警察署
- ・国土交通省土佐国道事務所奈半利国道出張所
- ・高知県安芸土木事務所

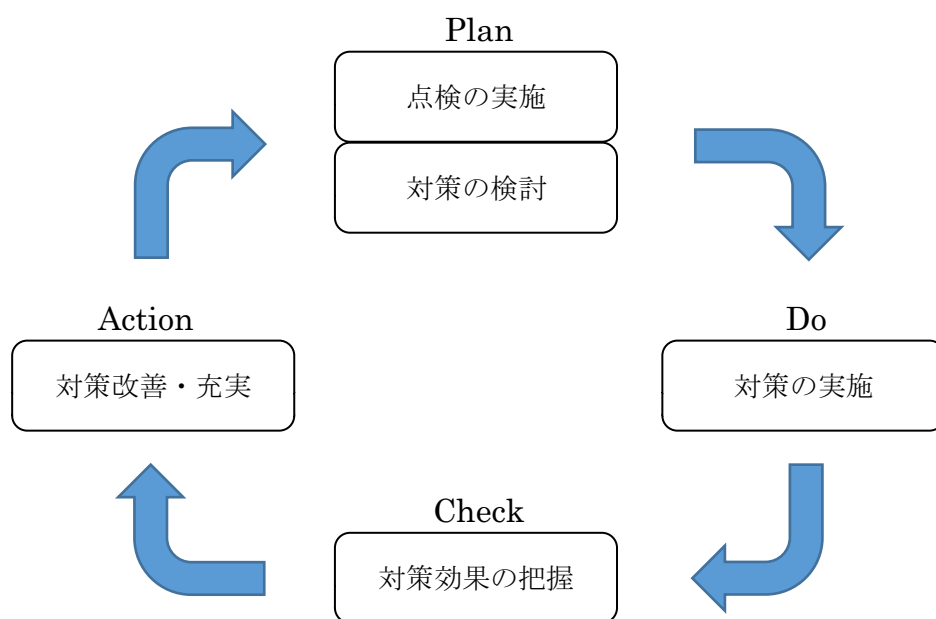
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・通学路の安全確保のため、年1回合同点検を実施します。
- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、通学路安全対策連絡協議会において重点課題を設定し、合同点検を実施します。
- ・上記以外においても必要が生じた場合は合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・合同点検の場所に関係する学校、道路管理者、警察、安田町、安田町教育委員会等が参加して行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置、防犯カメラ設置のようなハード対策や交通規制、交通安全教育、防犯教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握・検証

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、対策実施後の効果を検証します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果検証の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

4. 対策一覧表、対策箇所図の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、必要に応じてホームページ等で公表します。